

## 広告

企画・制作 日経エージェンシー

ランドマーク税理士法人  
定例セミナー【相続税】  
税務調査の実態税務調査の基礎知識からチェックされる  
ポイントまで分かりやすく解説します

日時：2022年7月21日(木)

セミナー 14時～15時  
個別相談 15時～16時

要予約

会場：東京丸の内事務所  
(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階)

お問い合わせ先

TEL: 0120-48-7271

<https://www.zeirisi.co.jp/>

ランドマーク税理士法人

ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.東京丸の内事務所/新宿駅前事務所/池袋駅前事務所/町田駅前事務所/  
タワー事務所/横浜駅前事務所/横浜緑事務所/新横浜駅前事務所/川崎駅  
前事務所/武蔵小杉駅前事務所/湘南台駅前事務所/大宮駅前事務所/行政  
書士法人 朝霞台駅前事務所/行政書士法人 鴨居駅前事務所

## 路線価から考える相続

資産家だけでなく中間層も相続税の課税対象になる例が増えています。一般的に相続財産の多くを占める不動産は評価が分かりにくく、分割が難しいためトラブルの原因になりやすいものです。不動産の相続にまつわる注意点や、不動産を相続税対策に活用する方法などについて、ランドマーク税理士法人代表の清田幸弘氏にポイントを聞きました。

— 相続税対策が必要か確認する方法を教えてください。

相続税は、課税対象になる遺産の評価額の合計額が基礎控除額(3000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合に課税されます。そこで、まず推定被相続人の財産をリストアップし、評価額を試算します。多数の土地を所有する場合や土地の形状、周囲の状況が特殊な場合には、専門家に試算を依頼することをお勧めします。倍率方式の雑種地なども専門家でなければ適正な評価は難しいと思います。

相続税が課税されるようなら税理士に依頼して相続税額を試算し、納税資金に充てられる金融資産の金額と比較します。金融資産に十分な余裕があれば特別な対策は必要ないかもしれません。その一方で、納税に足するようなら相続税対策が必須となります。

— 不動産を相続税対策として活用する方法にはどのようなものがありますか。

## 税理士などに依頼し適正な試算・対策を

不動産の相続登記を行わず放置したまま

して所得税対策を行うことも可能ですが、税務に詳しい専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

— いざ相続というタイミングで起り得る不動産にまつわる困りごとは、円滑な相続のために備えるべきことは何でしょうか。

遺産の分割協議が紛糾し、相続税の申告期限までに遺産の分割ができない場合、



2022年5月12日発売  
「相続専門の税理士、父の相続を担当する」  
ランドマーク税理士法人 代表税理士  
立教大学大学院  
客員教授 清田幸弘著



ランドマーク税理士法人 代表税理士  
立教大学大学院 客員教授

清田 幸弘氏